



いざという時のための「緊急通報システム事業」



このシステムは、ひとり暮らしの高齢者等の皆さんの緊急事態時に迅速・的確に対応する体制を整えることで、より安心して毎日を過ごせるためのものです。

■事業概要（詳しくは裏面をご覧ください）

①電話回線を利用したシステムで、利用者宅に専用機器を設置



②急病等の緊急事態に「緊急ボタン」を押してください（24時間対応）



③市が委託した事業所が、利用者の状態などを確認した上で、必要に応じて次のことを行います

- 申請があった緊急連絡先、協力者への連絡・確認依頼
- 救急車の手配

④上記以外に、次のことも行います

- 事業所から利用者宅に安否確認の連絡（月2回）
- 利用者からの相談対応（随時）



■対象者 65歳以上のひとり暮らし高齢者の方又は65歳以上の者のみで構成される世帯に属する高齢者で、疾病等により日常生活上、常に注意を要する状態にあり緊急連絡の必要性が認められる方

※自宅に固定電話（NTT回線）がある人に限ります



■利用料 月額300円（電話料金は個人負担）

※生活保護受給者は無料となります

※月の途中で機器を設置又は撤去した場合も月額300円がかかります

■支払方法 年に2回（3月・9月）、納入通知書を送付しますので、市役所・有明支所又は最寄りの金融機関等で納めてください

①3月（10月～3月分）…300円×6カ月＝1800円

②9月（4月～9月分）……300円×6カ月＝1800円

■利用機器 設置機器はレンタルになりますので、大切に取り扱いってください

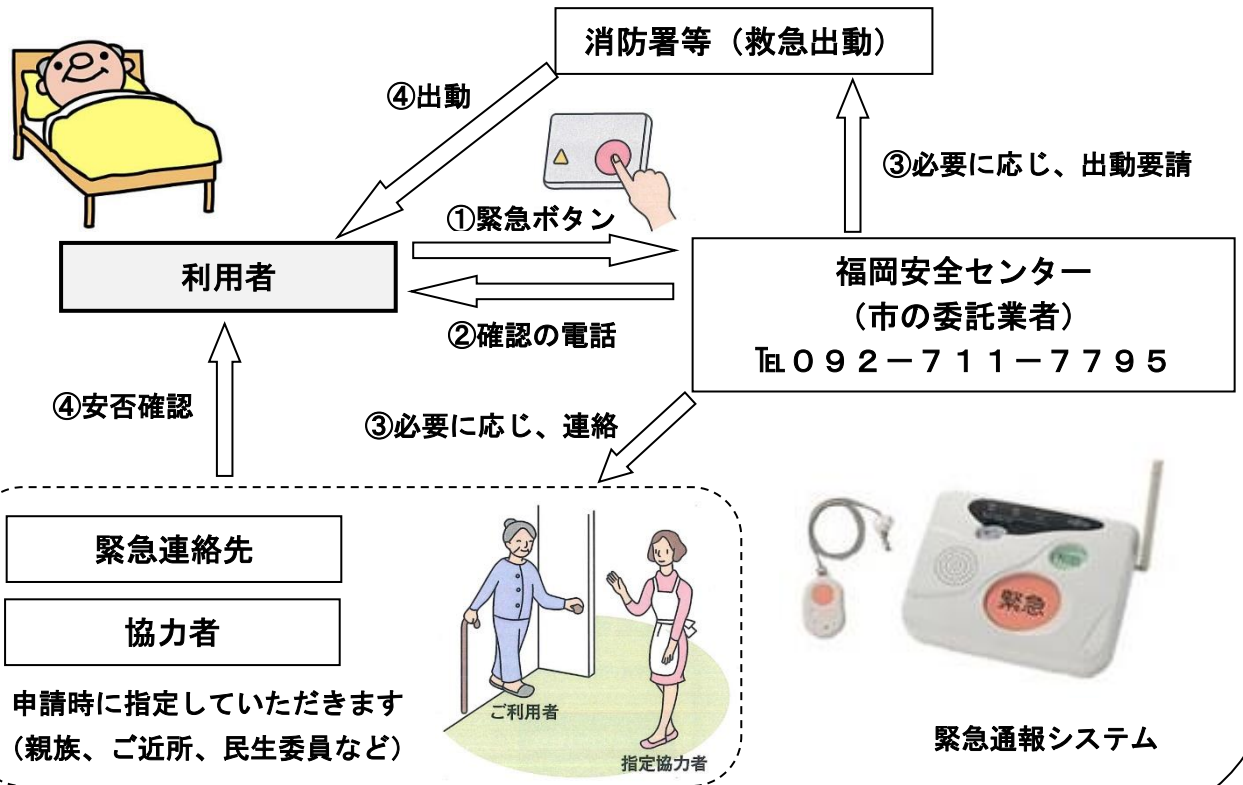
■申込方法 印鑑を持参の上、福祉課又は有明支所で申請してください（代理でも可）

■利用開始までの流れ

- ①申請書を提出後、市で審査を行い、利用決定（却下）を行います
- ②「福岡安全センター」から機器の設置について、連絡があります
- ③設置日を調整し、機器を取り付けます（設置日から利用できます）

問い合わせ先 島原市役所 福祉課 地域福祉班 TEL 62-8025

■緊急通報システムの流れ（目安）



■その他のサービス

①人感センサー 人の動きを18時間感知しなかった場合、安否確認を行います。

○連絡先 福岡安全センター（株）（TEL 092-711-7795）

■利用者及び親族など関係者の皆様方へのお願い

本サービスを有効活用するためには、「緊急時には緊急ボタンを押す」などといったシステムを理解しておく必要があります。日頃から、操作方法などを確認して（利用者へ教えて）いただくようお願いいたします。